

休憩裁判通信

JR 東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2025年5月19日
NO. 4

休憩裁判 第3回口頭弁論開催

原告準備書面（1）【シリーズ1】

5月12日、大阪地裁において、元大阪第二運輸所車掌の浦谷さん原告の休憩裁判第3回口頭弁論が開催されました。今回は、被告（会社）の答弁書、被告準備書面（1）に対して原告浦谷さんの原告準備書面（1）（2025年4月28日付）を提出し、それに基づく弁論でした。

この裁判は、原告・浦谷さんが、2023年1月25日に発生した大雪による大幅な列車遅延で、朝の出勤から退出まで連続12時間に及ぶ長時間労働を休憩時間も与えられず、勤務終了後に休憩と称して居残りを強要され、労基法第34条違反に基づく未払い賃金と、行き先地（東京）で、不当に折り返し時間を削られ食事も与えられなかったこと等、不法行為に伴う損害賠償を請求をした裁判です。

この裁判で原告浦谷さんが一番訴えたいこと

原告準備書面（1）の「はじめに」で、原告・浦谷さんは、被告、原告が携わっている鉄道輸送で新幹線という高速大量輸送において、人の命を軽んじてはならないということを念頭に置き、この裁判を判断して欲しいと力強く訴えました。

次号は、原告浦谷さんが本件当日の直接被告管理者とのやり取りを掲載します！

次回弁論は、7月28日(月)、11:00～大阪地裁 809号法廷です。